

電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的に昭和56年に創設され、発電電力量に応じて算出される交付額は市町村合併前の市町村毎に450万円から5000万円、最長交付期間は30年とされている。

岐阜県内においては、平成20年現在において92の水力発電施設が交付金の算定対象となっており、本市では、その交付金を活用し、道路整備経費、消防団ポンプ自動車更新経費等に充当し、市民生活の利便性、安全・安心の向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では、交付金の対象となっている水力発電施設の多くが、まもなく最長交付期間の30年を迎えることとなり、平成23年度には、16市町村で31施設のみが対象となる見込みであるが、交付対象期間が終了し、算定対象外となる水力発電施設は、今後も恒久的に運転を継続するものであり、円滑な運転の継続に支障が生ずることが危惧されているところである。

豊富な水に恵まれた我が国において、水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ、環境への負荷が少ない発電施設として、これまで多くの電気を安定的に供給し、経済発展に寄与してきたこと、そして、その発展は、発電施設の建設に協力してきた地域によるものであることを十分認識すべきであると考えます。

よって、国におかれては、交付金の算定対象となる水力発電施設の交付対象期間を発電施設の運転終了までとされるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月22日

岐阜県可児市議会

衆議院議長	河野 洋平 様
参議院議長	江田 五月 様
内閣総理大臣	麻生 太郎 様
総務大臣	佐藤 勉 様
資源エネルギー庁長官	石田 徹 様